総 外 務 務 省 省 令 第二

十三 令 る 方 総 で 公 電 号) 定 共 子 務 省 寸 署 8 第三 令 名 る 体 情 等 者 外 報 条 に 務 第 係 \mathcal{O} シ 省 る 兀 ス 令 +テ 第 地 方 五. で 八 7 定 条 機 項 公 共 \Diamond 第 構 寸 る 第 \mathcal{O} --- 体 者 認 兀 項 を 情 に + 証 定 規 業 報 八 \Diamond 定 務 条 シ す る 12 第 ス 省 関 テ る 令 総 す 項 A を 機 務 る 及 次 省 法 び 構 \mathcal{O} 令 律 第 \mathcal{O} ょ 六 認 • 第 外 三 + 証 $\dot{\underline{}}$ に 務 条 業 定 省 条 務 \mathcal{O} 8 令 12 \mathcal{O} る。 第 関 で 規 定 す 定 五 め 12 る 項 に る 基 法 者 規 律 づ 及 定 き、 亚 び す 第 成 る 電 + 六 総 子 + 務 署 兀 省 年 名 条 令 等 法 に 律 に 規 外 係 第 定 務 る 百 す 省 地 五.

う

令 和 六 年 五. 月 + 兀 日

総 務 大 臣 松 本 剛 明

外 務 大 臣 上 ||陽 子

電 規 定 子 署 す る 名 等 総 務 に 省 係 令 る 地 外 方 公 務 共 省 令 寸 で 体 定 情 \Diamond 報 る シ 者 ス テ 第 A 機 兀 + 構 八 \mathcal{O} 条 認 第 証 業 項 務 に に 規 関 定 す る す る 法 総 律 務 第 省 三 令 条 \mathcal{O} 外 第 務 省 五 令 項 で に

電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 寸 体 情 報 シ ス テ A 機 構 \mathcal{O} 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 第 三 条 \mathcal{O} 第 五. 項 に 規

定 す る 総 務 省 令 外 務 省 令 で 定 \Diamond る 者

定

8

る

者

及

U

第

六

+

条

に

規

定

す

る

総

務

省

令

外

務

省

令

で

定

 \Diamond

る

者

を

定

 \Diamond

る

省

令

第 条 電 子 署 名 等 12 係 る 地 方 公 共 寸 体 情 報 シ ス テ 7 機 構 \mathcal{O} 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 以 下 法 لح

う。 第三 条 の <u>-</u> 第 五. 項 E 規 定 す る総 務 省 令 • 外 務 省 · 令 で 定 8) る者 は、 次 \mathcal{O} 各 一号に掲 げ る者とす Ś

0

<u>\f\</u> さ 公 益 れ た 財 法 寸 法 人 を 人 日 1 う。 本 台 湾 以 交流 下 同 協 U° 会 昭 台 北 和 事 兀 + 務 所 七 年 長 + 月 八 日 に 財 寸 法 人 / 交流 協 会と , , う名 称 で 設

公 益 財 寸 法 人 日 本 台 湾 交 流 協 会 高 雄 事 務 所 長

電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 寸 体 情 報 シ ス テ L 機 構 \mathcal{O} 認 証 業 務 に 関 する法 律 第 匹 + 八 条 第 項

に

規

定 す る 総 務 省 令 • 外 務 省 令 で 定 8) る 者

第二条 法 第 兀 + 八 条 第 項 に 規 定 す Ś 総 務 省 令 • 外 務 省 令 で 定 め る 者 は、 次 0 各 号に · 掲 げ る者とす

る。

公 益 財 寸 法 人 日 本 台 湾 交 流 協 会 台 北 事 務 所 \mathcal{O} 職 員 又 は 職 員 で あ 0 た 者

公 益 財 寸 法 人 日 本 台 湾 交 流 協 会 高 雄 事 務 所 \mathcal{O} 職 員 又 は 職 員 で あ 0 た 者

電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 寸 体 情 報 シ ス テ 7 機 構 \mathcal{O} 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 第 六 条 に 規 定 す る

総務省令・外務省令で定める者)

第三 条 法 第 六 + <u>-</u> 条 に 規 定 す る 総 務 省 令 外 務 省 令 で 定 8 る 者 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る者 しとす

公 益 財 寸 法 人 日 本 台 湾 交 流 協 会 台 北 事 務 所

公 益 財 寸 法 人 日 本 台 湾 交 流 協 会 高 雄 事 務 所